

## 令和6年度 第2回横手市空家等対策協議会 議事録

【開催日時】 令和7年1月29日（水） 午後6時～午後7時10分

【開催場所】 横手市役所本庁舎 2階 第1会議室

### 【出席委員】

高橋 茂委員、佐藤 信行委員、根田 克利委員、遠藤 帥仁委員、長沢 守夫委員、  
中川 義徳委員、黒田 稔委員

### 【欠席委員】

熊谷 剛委員、川越 晃彦委員

### 【事務局】

市民福祉部長 大坂 智実、生活環境課長 高橋 道明、くらしの相談係長 野村 禎介、  
くらしの相談係 田口 博之、くらしの相談係 高橋 伴幸

### 【次第】

1. 開会
2. 市民福祉部長挨拶
3. 案件
  - ① 令和7年度実施予定の略式代執行について
  - ② 第3期空家等対策計画の基本的な方向性及び作業スケジュールについて
  - ③ 空家等除却費補助事業について
4. その他  
一般社団法人よこてまちづくりラボについて（情報提供）
5. 閉会

### 【議事録】

#### 2. 市民福祉部長挨拶

日頃より当市の空き家対策に対し、貴重なご意見を賜り御礼申し上げます。

今年の冬は平年を大きく上回る積雪が予想されていたことから、家屋の倒壊や落雪など空き家に付随する被害の発生を懸念していたが、1月29日現在で横手市の積雪深は55cmと平年を下回っており、幸いなことに空き家に起因する大きな事故も発生しておらず安堵している。

気象庁の発表によると、2月は気温、降雪量ともにほぼ平年並みとの見通しが示されて

いるが、例年かまくら・梵天が終わるまでは降雪が続いているので、引き続き警戒を解くことなく被害を未然に防止するための対策を行っていく。

本日の会議では、来年度より実施する略式代執行について、同じく来年度に策定する第3期横手市空家等対策計画の基本的な方向性及び策定スケジュールについて説明するとともに、空き家等除却費補助事業についてご意見をいただきたいと考えている。

その他として、市内複数企業が中心となり設立の準備を進めている、「一般社団法人よこてまちづくりラボ」について、情報提供をさせていただきたいと考えている。

委員の皆様には闊達な議論と忌憚のないご意見をお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつとしたい。

#### ・ 議事録署名委員の選任

長沢 守夫委員、黒田 稔委員を選任

### 3. 案件

#### ① 令和7年度実施予定の略式代執行について

事務局より説明

委員)

金沢の物件は文化財の分野では注目されている建物であり、もったいないと話題になることがある。個人的には残念だが利用することもできないため、どうにもならないのが実態だと思う。

委員)

金沢の物件で、渡り通路でつながっている部分は土蔵か。

事務局)

土蔵ではなく倉庫かと思うが、すでに潰れている。

事務局)

金沢の物件は、最終的には市で解体すると文化財保護課には以前から話しているが、本格的に決まる前に改めて話をしたいと考えている。

会長)

金沢の物件の優先度が高いということは、危険度が高いということか。

事務局)

家屋自体半分ほど崩れており、ガラスも割れ、中が丸見えに近い状態になっている。

委員)

朝日が丘の物件は落雪があるということだが、状況を聞きたい。

事務局)

過去には落雪で道路を塞いだこともあり、市で2回ほど屋根に緊急措置をしているが、今年度程度の雪では問題ないと考えている。

委員)

上内町の物件は解体費用が高額のようなのだが、もし潰れたりしても近隣に被害を与えるものではないのか。

事務局)

以前から屋根が抜けているため、横に崩れる可能性は低いと考えている。令和7年度に略式代執行できない物件に関しても、危険があれば略式代執行に限らず緊急的な措置を行うということで、そのような予算も要求していきたいと考えている。

委員)

樹木と建物を分離して考えることはできないか。

事務局)

国と相談していきたい。

委員)

金沢の物件は文化財的な価値があるとの話があるが、付近を通ると危険を感じるので、解体やむなしかと考える。

会長)

事務局案のとおり、この2件を優先して実施していくということによろしいか。

・委員一同、異議なし

## ② 第3期空家等対策計画の基本的な方向性及び作業スケジュールについて

事務局より説明

会長)

第2期計画の中で、利活用の推進とあるがどういった取り組みを指すのか。

事務局)

令和5年度からは、横手市外の方が空き家バンクに登録されている物件を取得して転入する場合の改修費などに対する補助事業を開始している。

会長)

その事業はどれほどの実績があるのか。

事務局)

今年度は改修で1件の実績があった。空き家バンクの登録数が少なく、今年度は3件ほど登録があったがまだまだ足りない状況で、さまざまな策を考えなければいけないと感じている。

会長)

国の施策に基づいて市で事業を行っていると思うが、利活用の要素が薄いと感じる。先ほどテレビで、ロシアやウクライナの移民を古民家で受け入れて喜ばれているとのニュースを見た。空き家活用に誘導するとか、移住者を受け入れるなどの分野は部署が違うのか。

事務局)

基本的にこの計画は生活環境課で舵を取ると思うが、生活環境課では利活用の推進よりも、市民生活や生活環境を守っていくというところに力点を置きがちになっているし、どちらかというと解体補助に力を入れている状況にある。現在上位計画である総合計画を作成中であるので、そちらとの整合性を図っていく段階で利活用の推進についても調整をしていきたい。

会長)

危険空き家の除去は重要だと思うが、その一方で利活用のほうでも空き家バンク以外にもう少し軸足を置いていかないと、移住定住などはほかの部署でも担当していると思うので、もう少しできればいいと思う。

事務局)

移住定住に関しては、横手の未来ともにつくる課で動いているので、連携協議を図りながら進めていきたいと考えている。

会長)

方向性とスケジュールは事務局案のとおりでよろしいか。

・委員一同、異議なし

### ③ 空家等除却費補助事業について

事務局より説明

委員)

空き家を除却するのは周囲への安全の配慮や景観の維持といった趣旨があるので、所有者を個人に限定する必要はないと考えるが、その他の要件を満たしているかをきちんと確認するというのが大前提にあるかと考える。

委員)

団体や事業所の申請とは具体的にどういうものを指しているのか

事務局)

長期間空き家状態になっている社宅などを想定している。

委員)

補助額を考えると、団体からはあまり申請が来ないのではないか。

事務局)

申請される可能性は低いかもしれないが、申請された場合に対応できるようにしたいという意図である。

委員)

破産法人によって放置された物件などの申請はあり得るかもしれない。

会長)

補助金を受けることによって、所有者にとって解体後に経済的にプラスになる要素はないか。

事務局)

所有者にとって解体後に経済的にプラスになる要素はないと考えている。

委員)

1年以上空き家状態になっているというのはどのように判断するのか。

事務局)

国や県とも協議したが、基本的には申請者による申告である。

委員)

38件申請を受けたようだが、希望者はもっといるのか。

事務局)

申請受付期間の後に申請したいといった要望は受けていない。補助要件として解体後の跡地は、雪押場としてなど1年以上の公共的利用を義務付けられる。跡地の買い手が決まっているケースなど、その要件を嫌って申請しない案件は一定数あるようだ。

会長)

市税に滞納がない者という要件があるが、危険な空き家を放置している所有者は、市税の滞納がある人が多い気がする。その要件と危険除去とのバランスはどうか。

事務局)

補助金には市の公費が入っているので、市税に滞納がないといった要件を付けるのはやむをえないのではないかと。

委員)

他の補助金でも、市税に滞納がないという支給要件があるのが大半なので、致し方ないと考える。

事務局)

空き家は個人の財産なので、所有者が除却するのが大前提であることをご理解いただきたい。また、特定空き家等の所有者に関しては会長が言われたようなケースがあり得るが、申請の大部分を占める特定空き家以外の空き家に関しては、市税を滞納しているから交付できない、といった心配はほとんどないようである。

会長)

事務局案のとおり、補助金の支給を個人に限定しないということによろしいか。

・委員一同、異議なし

**4. その他**

一般社団法人よこてまちづくりラボについて  
事務局より情報提供

**5. 閉会**

以上

令和 年 月 日

議事録署名委員

---

---